

【Smart Purchase 会員規約（抜粋版）】

2020年4月1日から民法（債権法）が改正されることに伴い、会員規約（以降、「規約」といいます）を変更いたします。

変更内容につきましては、下記のとおり規約の変更（抜粋掲示）にてご案内させていただきます。

変更後の員規約（2020年4月1日以降有効）を、現在の規約（2020年3月31日まで有効）とあわせてご確認くださいませようよろしくお願ひ申し上げます。

現在の規約（2020年3月31日まで有効）	変更後の規約（2020年4月1日以降有効）
<p>第1条（会員）</p> <p>(1)会員とは、申込書上の「注意事項」および本規約をご承認のうえ、日立キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）へ、事業費決済を目的として Smart Purchase（以下「本サービス」といいます）を営業のためまたは営業として申し込まれ、当社がご入会を承諾した事業者をいいます。なお、個人の方が申込む場合の入会資格は、満70歳までとします。</p> <p>(2)会員は、本サービス利用による代金の支払債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務を負担するものとします。</p> <p>(3)会員が本規約に違反して、第三者に本サービスを利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。</p>	<p>第1条（会員）</p> <p>(1)会員とは、申込書上の「注意事項」および本規約をご承認のうえ、日立キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）へ、事業費決済を目的として Smart Purchase（以下「本サービス」といいます）を営業のためまたは営業として申し込まれ、当社がご入会を承諾した事業者をいいます。なお、個人の方が申込む場合の入会資格は、満70歳までとします。</p> <p>(2)会員は、本サービス利用による代金の支払債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務を負担するものとします。</p> <p>(3)会員が本規約に違反して、第三者に本サービスを利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。</p> <p>(4)会員と当社の契約は、当社が会員の入会を承認したときに成立します。</p>
<p>第9条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1)会員がつぎのいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規約に基づく債務の支払いを支払日に支払わなかったとき。 2. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。 3. 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたとき。 4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。 <p>(2)会員がつぎのいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額をただちにお支払いいただくものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。 2. 会員の信用状態が著しく悪化したとき、もしくはそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。 	<p>第9条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1)会員がつぎのいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規約に基づく債務の支払いを支払日に支払わなかったとき。 2. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときまたは一般の支払いを停止したとき。 3. 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたとき。 4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。 <p>(2)会員がつぎのいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額をただちにお支払いいただくものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。 2. 会員の信用状態が著しく悪化したとき、もしくはそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

3. 会員資格を喪失したとき。	3. 会員資格を喪失したとき。
第15条（規約等の変更）	第15条（規約等の変更）
<p>(1) 本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を当社ホームページ (https://www.hitachi-card.com) での告知その他当社所定の方法によりお知らせいたします。なお、異議がある場合には、お知らせの後3ヵ月以内に当社に申し出るものとし、期間内に申し出がない場合は、会員は変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>(2) 会員が前項による変更内容を承認しないときは、退会することができるものとし、その場合は、第12条の定めに従うものとします。</p> <p>(3) 当社は、金融情勢等の変化により年会費、遅延損害金、費用等を一般に行われる程度に変更する場合があります。この場合、本条第1項にかかわらず変更通知が会員に到達時よりその時点における未払残高全額に対して変更内容が適用されることを了承するものとします。</p>	<p>(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。</p> <p>①変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>(2) 当社は、前項に基づいて本規約を変更する場合は、予め本会員に本規約を変更する旨、変更内容および効力発生時期を当社ホームページ (https://www.hitachi-card.com) での告知、その他当社所定の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(3) 会員は、第1項による変更内容を承認しないときは、退会できるものとし、その場合は、第12条の定めに従うものとします。</p>